

税法入門コース「法人税」 学習スケジュール
--

回 数	学 習 テ ー マ		内 容
第 1 回	第 1 章	テーマ 1 法人税とは	おおまかな法人税の概要を紹介します。会社が支払う法人税はどのようなもので、どのように計算されるのかについて説明していきます。 法人税に興味をもてるように無理せず、ゆっくりレクチャーしていきます。
		テーマ 2 法人税の種類	
		テーマ 3 納税義務者と課税所得等	
		テーマ 4 法人税の仕組み①	
		テーマ 5 法人税の仕組み②	
		テーマ 6 申告・納付	
		テーマ 7 青色申告	
		テーマ 8 会社設立時の届出	
		テーマ 9 所得の計算①	
		テーマ 10 所得の計算②	
		テーマ 11 所得の計算③	
第 2 回	第 2 章	テーマ 1 交際費の取扱い	会社が支払った交際費や寄附金、給与といった経費の取扱いなどを見ていきます。 支払った経費のうち、法人税の計算上損金とならないものを把握するのがポイントになります。
		テーマ 2 寄附金の取扱い	
		テーマ 3 給与の取扱い①	
		テーマ 4 給与の取扱い②	
		テーマ 5 租税公課①	
		テーマ 6 租税公課②	
		テーマ 7 生命保険料・会費・入会金	
		テーマ 8 受取配当等の益金不算入	
第 3 回	第 3 章	テーマ 1 減価償却①	減価償却や貸倒引当金などについて、会計と法人税の取扱いを比べながら見ていきます。基本的な考え方は同じであってもこれらは会社が自ら金額を計算するものですから、利益操作に使われないように限度額が置かれています。
		テーマ 2 減価償却②	
		テーマ 3 減価償却③	
		テーマ 4 特別償却	
		テーマ 5 繰延資産	
		テーマ 6 貸倒引当金①	
		テーマ 7 貸倒引当金②	
		テーマ 8 貸倒損失	
		テーマ 9 収用等の所得の特別控除	
		テーマ 10 青色欠損金	
第 4 回	第 4 章	テーマ 1 税額計算の概要	別表 4 で所得金額を算出した後も納付税額を出すまでにはいろいろな計算があります。しっかり理解しましょう。
		テーマ 2 法人税の特別控除	
		テーマ 3 所得税額控除	
		テーマ 4 外国税額控除	
		テーマ 5 留保金課税	

※ 講義内容については変更になる場合があります。予めご了承ください。

税法入門コース「法人税」

CONTENTS

第1章 法人税の概要

テーマ1	法人税とは	2
	■法人税とはどのような税金なのか	
テーマ2	法人税の種類	4
	■3種類の法人税はどのようなものか	
テーマ3	納税義務者と課税所得等	6
	■法人税は誰が納めるのか、課税の範囲は何か	
テーマ4	法人税の仕組み①	8
	■法人税はどのように計算するのか	
テーマ5	法人税の仕組み②	10
	■法人税はどのように計算するのか	
テーマ6	申告・納付	12
	■一般的な会社では中間申告と確定申告が必要である	
テーマ7	青色申告	14
	■青色申告することによって特典が得られる	
テーマ8	会社設立時の届出	16
	■会社を設立した場合には必要書類を提出する必要がある	
テーマ9	所得の計算①	18
	■別表4は会計の利益から法人税の所得を導き出すための計算表	
テーマ10	所得の計算②	22
	■別表4は会計の利益から法人税の所得を導き出すための計算表	
テーマ11	所得の計算③	26
	■別表4は会計の利益から法人税の所得を導き出すための計算表	

第2章 所得計算（経費等）

テーマ 1	交際費の取扱い	32
■接待費などの一部は損金とならない		
テーマ 2	寄附金の取扱い	36
■会社が行った寄附はその一部が損金とならないことがある		
テーマ 3	給与の取扱い①	40
■役員に対するものか、一般の従業員に対するものかで取扱いが異なる		
テーマ 4	給与の取扱い②	44
■役員に対するものか、一般の従業員に対するものかで取扱いが異なる		
テーマ 5	租税公課①	48
■租税公課には損金となるものとならないものがある		
テーマ 6	租税公課②	52
■納税充当金は期末時点で未払いの当期確定申告分法人税等の額		
テーマ 7	生命保険料・会費・入会金	56
■生命保険料・入会金等には損金となるものとならないものがある		
テーマ 8	受取配当等の益金不算入	60
■会社が支払いを受ける配当金は益金の額に算入しないことができる		

第3章 所得計算（減価償却・引当金等）

テーマ 1	減価償却①	66
■所得計算上、減価償却費の損金算入には限度額がある		
テーマ 2	減価償却②	70
■所得計算上、減価償却費の損金算入には限度額がある		
テーマ 3	減価償却③	74
■所得計算上、減価償却費の損金算入には限度額がある		
テーマ 4	特別償却	78
■租税特別措置法には早期償却をするための制度がある		

テーマ 5	繰延資産	82
■繰延資産の償却費の損金算入には限度額がある		
テーマ 6	貸倒引当金①	86
■債権を一括評価金銭債権と個別評価金銭債権に分類する		
テーマ 7	貸倒引当金②	90
■法人税の一括貸倒引当金の計算方法には2通りある		
テーマ 8	貸倒損失	94
■貸倒損失の計上事実は3つに限定されている		
テーマ 9	収用等の所得の特別控除	98
■国道の敷設などのために資産が買い取られたときの譲渡益は非課税		
テーマ10	青色欠損金	102
■欠損金は翌年度以降の所得と通算できる		

1

法人税とは

法人税とはどのような税金なのか

Theme

■法人税は会社の所得に対して課される

・MEMO

法人税も所得税も「もうけ」に対して課税する税金であるが、法人税の対象が「法人」であるのに対して、所得税の対象は「個人」である。

法人税は会社の「もうけ」に対して課されます。ただし、会社の決算書に計上される「利益」に税法独自の観点から調整を加えた「所得」を基準にして課税がなされます。

■法人税は国税である

・MEMO

法人の「もうけ」に対して課税する税金には、国税として法人税があり、地方税として住民税と事業税がある。このうち住民税は法人税に住民税率を乗じて計算する。

なお、平成26年10月1日以後は、地方法人税（国税）が課されている。

税金のうち、国が課する税金を「国税」、都道府県などの地方公共団体が課する税金を「地方税」といいます。法人税は所得税や相続税、消費税などと同様に国が課する「国税」に該当します。なお、地方税には、住民税や事業税、固定資産税などがあります。

■法人税は直接税である

・MEMO

間接税の代表である消費税は、担税者が消費者、納税者が法人や個人の事業者となる。消費者は税金を負担しているが、自分で納付するのではなく、事業者が消費税を預ける。事業者は預った消費税から、払った消費税を差し引いて納付する。

税金を納める者（納税者）と税金を負担する者（担税者）が同一である税金を「直接税」、納税者と担税者が異なる税金を「間接税」といいます。法人税は税金を負担するのにも納めるのにも法人ですから、直接税になります。

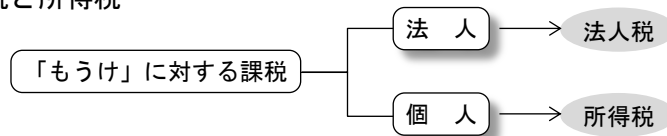
■法人税は申告納税方式の税金である

・MEMO

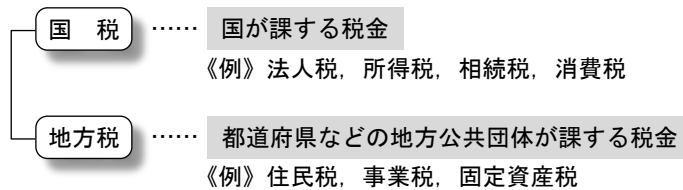
賦課課税方式の代表である固定資産税は、市町村が税金を計算して納税者に通知する。納税者はその通知された金額を納付する。

税金を自ら計算して自ら申告・納付する方法を「申告納税方式」、税金を課す国や地方公共団体が税金を計算し、納税者が税金を納める方法を「賦課課税方式」といいます。法人税は会社が自ら税金を計算し、申告・納付する「申告納税方式」になります。

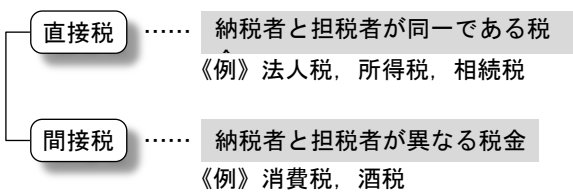
• 法人税と所得税



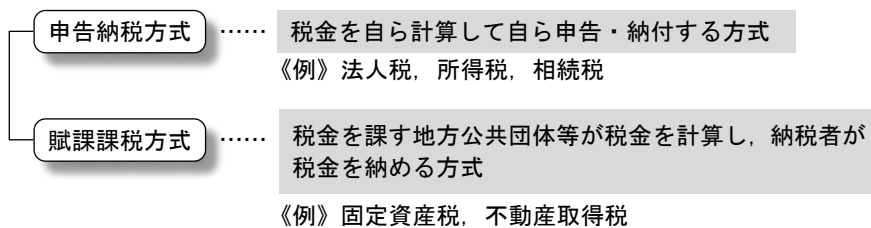
• 国税と地方税



• 直接税と間接税



• 申告納税方式と賦課課税方式



• 会社の「もうけ」に対する課税

